

下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市内に事業所等を有し、高圧電力を使用する中小企業等に対し、電気料金高騰による経営への影響を緩和するとともに、事業の継続を支援するため、下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業等 次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（イからエまでに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が100人以下の法人及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が50人以下の法人及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する者をいう。

(3) 高圧受電契約 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成

9年通商産業省令第52号)第2条第1項第2号に規定する電圧に係る受電契約をいう。

(4) 事業所等 店舗、工場、倉庫、製作所、事務所、営業所、支店又はそれらに準ずる事業用の施設であつて、支援金の交付を受けようとする者が所有、管理又は占有をしている施設をいう。

(5) 直接受電者 小売電気事業者と高圧受電契約を締結している商業施設等において、当該受電契約を締結している事業者をいう。

(6) 間接受電者 小売電気事業者と高圧受電契約を締結している商業施設等において、直接受電者との賃貸借契約、電力供給に関する契約等に基づき電力を使用している事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)

は、第5条の規定により支援金の交付の申請をしようとする日(以下「申請日」という。)において次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 市内に事業所等を有する中小企業等であること。

(2) 申請日後も事業を継続する意思を有していること。

(3) 市内において、事業所等に係る高圧受電契約を小売電気事業者と締結していること又は間接受電者であること。

2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付を受けようとする者が申請日において次のいずれかに該当する者であるときは、交付対象者としな

(1) 市税(新型コロナウイルス感染症を原因とする事実に基づき、地方税法(昭和25年法律第226号)第15条第1項の規定により市税の徴収を猶予された者に係る当該徴収を猶予された市税を除く。)を滞納している者

(2) 下関市暴力団排除条例(平成23年条例第42号)第2条第1号、第2号及び第3号に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23

年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務
受託営業を行う者

(4) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業を行う者

(5) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に掲げる公共法
人

(6) 電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者。ただ
し、事業所等に係る高圧受電契約を自社以外の小売電気事業者と
締結している者又は自社以外の小売電気事業者と高圧受電契約を
締結している商業施設等における間接受電者を除く。

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が支援金を交付する趣旨に照ら
して、交付対象者とするのが適当でないとする者
(支援金の交付額等)

第4条 支援金の交付額は、交付の対象となる事業所等の令和5年
10月1日から令和6年2月29日までの任意の1か月間(以下「支
援対象期間」という。)における使用電力量(以下「基準使用電力量」
という。)に、1kWh当たり1.5円を乗じ、これに3か月分として3
を乗じて得た額(以下「算定額」という。)とする。この場合におい
て、算定額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て
るものとし、算定額が1,000円未満の場合は、支援金は交付しな
いものとする。

2 前項の規定にかかわらず、支援金の交付額の上限は、100万円
とする。

3 支援金の交付は、1交付対象者につき1回限りとする。

4 交付対象者が交付の対象となる事業所等を複数有する場合等にお
ける基準使用電力量の取扱いについては、次に定めるところとする。

(1) 同一の交付対象者が市内に複数の事業所等を有する場合は、支
援対象期間内において当該複数の事業所等の使用電力量の合計を
基準使用電力量とすることができる。

(2) 同一の事業所等において、同一の交付対象者が複数の高圧受電
契約を締結している場合は、支援対象期間内における当該複数の

契約の合計を基準使用電力量とすることができる。

- (3) 同一の事業所等において、居住用施設と事業用施設が存在する場合は、支援対象期間内において、居住用施設における使用電力量を全体の使用電力量から除いた額を、基準使用電力量とする。
- 5 交付対象者が直接受電者又は間接受電者である場合は、それぞれの交付対象者が支援対象期間内において実質的に負担した使用電力量を基準使用電力量とする。
- 6 交付対象者が、交付の対象となる事業所等の電気料金に関して、国又は地方公共団体により、使用電力量に応じた指定管理料（それに類するものを含む。以下同じ。）を受給している、又は受給する見込みである場合の支援金の交付額については、算定額から当該月の対応する指定管理料の額に3を乗じて得た額を除いた額とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、当該額が1,000円未満となる場合は、支援金は交付しないものとする。

（申請と交付の方式）

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては、登記事項証明書（申請日から3月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 個人にあつては、直近の確定申告書等の写し（開業直後等で所得税の確定申告を行っていない場合は開業届の写しとする。）
- (3) 市税を滞納していないことを証する書類
- (4) 電力の契約、支援対象期間の使用電力量等が確認できる書類（間接受電者にあつては、必要としない。）
- (5) 交付対象事業所一覧表兼誓約書（様式第2号）
- (6) 振込先金融機関口座が確認できる書類
- (7) 直接受電者にあつては、支援対象期間において自身及び全ての

関係する間接受電者が実質的に負担した電気料金に係る使用電力量がそれぞれ確認できる書類（任意の様式による。）

(8) 間接受電者にあつては、次に掲げる全ての書類

ア 直接受電者との賃貸借契約、電力供給に関する契約等が確認できる書類の写し

イ 自身が実質的に負担した電気料金に係る使用電力量が確認できる書類

ウ 直接受電者が小売電気事業者に電気料金を支払っていることが確認できる当該小売電気事業者が発行する領収書又は請求書で、高圧受電契約であることが明記されたもの

(9) その他市長が必要と認める書類

2 申請者による申請書及び前項各号の書類（以下「申請書類」という。）の提出並びに本市による支援金の交付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第2号の方式は、第1号の方式によることが困難な場合に限り行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書類を郵送により本市が指定する場所に提出し、本市が申請者から指定された金融機関の口座に支援金を振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書類を本市が指定する場所に赴いて提出し、本市が申請者から指定された金融機関の口座に支援金を振り込む方式

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、申請書類及び申請書類に記載すべき事項のうち、申請者の性質上特に必要がないと認めるものについては、その必要がないと認める申請書類の提出及び事項の記載を省略させることができる。

（申請の受付期間）

第6条 前条第1項の規定による申請の受付期間は、令和6年2月1日から同年4月30日までとする。

2 申請者が、前条第2項第1号の方式により申請を行うときは、令和6年4月30日までの消印を有効とする。ただし、当該方式により

申請をしようとする申請者から、あらかじめ同日までに申請書類の提出ができない旨の申出があり、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定により申請書類の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において支援金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、支援金の交付を決定する場合において、当該支援金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、支援金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知及び支援金の交付)

第9条 市長は、第7条の規定により支援金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知した後に、当該申請者に対して支援金を交付するものとする。

2 市長は第7条の規定による審査により、支援金の交付が適当でないと認めるときは、下関市中小企業等電気料金高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、支援金を交付しない旨を当該申請者に通知するものとする。

(申請書類の不備等の取扱い)

第10条 申請書類に不備があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該申請書類の補正が行われないうちその他申請者の責めに帰すべき事由により第7条の規定による審査又は交付決定後の支援金の交付ができなかったときは、当該支援金の交付の申請は取り下げられたものとみなす。

(交付決定の取消し及び支援金の返還)

第11条 市長は、交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれか

に該当するときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めたと
き。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しにかかる部分に関し、既に支援金を交付しているときは、当該申請者に対し期限を定めてその返還を求め、当該返還を求められた申請者は、これに応じなければならない。

(受給権の譲渡等の禁止)

第12条 交付決定を受けた申請者は、支援金の交付を受ける権利を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第13条 市長は、支援金の交付の申請に係る審査、交付決定その他の支援金に関する事務のために必要があると認めるときは、申請者に対して質問をし、資料の提出又は報告を求め、及び申請者が市内に有する事業所等に立入検査をし、並びに他の行政機関、警察等へ申請者について照会することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年8月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした支援金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。